

(様式3)

公立病院改革プランの概要

団 体 名		青森県北津軽郡板柳町						
プ ラ ン の 名 称		国民健康保険板柳中央病院改革プラン						
策 定 日		平成 21年 3月 19日						
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 25年度						
病院 の 現 状	病 院 名	国民健康保険板柳中央病院						
	所 在 地	青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井74番地2						
	病 床 数	87床(一般病床55床、療養病床32床)						
	診 療 科 目	内科、外科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科						
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>板柳町唯一の病院として、次に掲げる役割を担う。</p> <p>救急医療の提供 回復期及び慢性期医療の提供 地域住民の健康増進と疾病予防の情報提供 弘前大学医学部附属病院の後方支援医療の推進</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		<p>救急医療に要する経費相当額 高度医療機器を使用した医療に係る経費の総額とその診療収入の差引相当額 リハビリテーションに係る経費の総額とその診療収入の差引相当額 保健衛生行政として検診及び栄養指導に係る経費の総額とその診療収入の差引相当額 企業債元金償還金及び建設改良費相当額、並びに企業債償還利息の3分の2相当額 公立病院特例債の元金及び利息償還金相当額 医師及び看護師等の研究研修に要する経費の2分の1相当額 不採算地区病院の運営に要する経費相当額(特別交付税措置分相当額) 職員に係る基礎年金拠出金の公的負担に要する経費相当額</p>						
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	経常収支比率	86.2	90.1	93.4	93.7	95.9	100.1	100.3
	不良債務比率	98.7	61.4	54.1	47.9	40.2	30.9	21.4
	医業収支比率	80.9	83.7	85.8	86.0	88.0	91.9	92.0
	資金不足比率	98.7	90.6	78.9	68.6	56.8	43.3	29.7
	職員給与費比率	56.0	53.9	51.6	52.1	50.3	48.5	49.0
	総人件費比率	72.9	69.8	67.5	68.1	66.7	65.3	65.8
	病床利用率	72.2	72.2	72.2	72.2	72.2	72.2	72.2
上記目標数値設定の考え方		<p>改革プランの財務目標を「経常黒字化」とし、目標年度を平成24年度とする。また、計画達成に向けて、不良債務比率や職員給与費比率など財政状況を示す各種指標を設定する。 (経常黒字化の目標年度:平成24年度)</p>						

				団体名 (病院名)	板柳町(国民健康保険板柳中央病院)			
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
救急患者総数		760	760	760	760	760	760	760
救急車による患者数		216	220	220	220	220	220	220
糖尿病教室・栄養教室参加人数		82	90	100	100	100	100	100
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期							
	民間的経営手法の導入	これまで、給食業務の委託、医事業務の委託及び清掃委託業務の規模縮小など施設管理については、大幅に効率的な経営手法を推進してきた。今後は、臨床検査業務や院外処方となっている薬局業務等のさらなる効率化について検討を進める。						
	事業規模・形態の見直し	現状の規模での運営を基本としながら、津軽圏域再編ネットワーク化の協議経過を踏まえ検討を進める。						
	経費削減・抑制対策	施設管理に関しては、高額であった委託業務を見直すことにより、運転業務や汽缶管理業務について縮小又は臨時職員による直営に切り替えてきたほか、材料費や賃借料等の競争原理と価格交渉の強化、節電や節水の徹底により、大きな経費削減を図ってきた。また、人件費については退職者の不補充による人員削減等を進め、看護師を例にすると、平成12年度末に正職42名・臨職6名であった人数が、平成19年度末では正職34名・臨職5名まで抑制されている。このような中で、現在の規模での運営を基本にしながら更に抑制を図るためには、看護師から看護補助者への切り替えや他診療補助部門、医療事務を含む事務部門について一層の検討を進め、効果的且つ効率的な病院の運営を図っていく。						
	収入増加・確保対策	脳卒中や心筋梗塞の予防に有効である高性能超音波診断装置による検査の提供を推進していく。また、中核病院である弘前大学医学部附属病院と患者紹介など機能連係を一層図りながら収入の確保に努める。						
その他								
各年度の収支計画		別紙のとおり						
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	65.0%	18年度	65.7%	19年度	72.2%	
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	無						

団体名 (病院名)	板柳町(国民健康保険板柳中央病院)
--------------	-------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	3市3町2村で構成されている当津軽地域保健医療圏には、中心部の弘前市に弘前市立病院(250床)が、その北の板柳町に国民健康保険板柳中央病院(87床:一般55床、療養32床)が、藤崎町には無床の藤崎町立藤崎診療所(公設民営)が、東側の黒石市に黒石市国民健康保険黒石病院(290床)が、平川市に無床の平川市国民健康保険平川診療所が、南側の大鰐町に大鰐町立大鰐病院(120床)が配置されている。また、青森市と合併した旧浪岡町は黒石市とは車で15分と近接していることから、青森地域保健医療圏ではあるが浪岡地域の多くの患者が当圏域の医療機関を受診しており、二次保健医療圏の枠を越えた形で医療提供が行われている。なお、弘前市には、国立大学法人弘前大学医学部附属病院(618床)及び独立行政法人国立病院機構弘前病院(342床)の2つの公共病院が配置されているほか、民間病院が複数運営されている。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	青森県保健医療計画より(平成20年度) ・自治体病院を巡る医師不足や厳しい経営環境を踏まえ、自治体病院機能再編成を推進し、急性期医療や高度救急を担う中核病院と回復期医療を担う病院との適切な役割分担のもと、地域完結型の医療ネットワークの構築を目指す。 ・自治体病院機能再編成を通じて、圏域の中核病院の充実を図り、地域医療の中心的な存在として、広域的な医師派遣の拠点機能なども含め地域医療支援機能を担う。 ・自治体病院機能再編成を通じて、保健・医療・福祉サービスの一体的な取組を促進する。 ・機能再編成を進めるに当たっては、「公立病院改革ガイドライン」で示されている「再編・ネットワーク化」の視点を踏まえ対応するものであり、必要に応じ自治体病院のみならず、公的病院等をはじめ民間医療機関の医療機能を視野に入れた検討を進める。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<概要> 県関係課職員及び圏域内自治体病院の事務レベルでの検討を重ね、その検討内容を踏まえ、各自自治体の首長及び病院長を委員とする病院機能再編成検討会議にて検討結果を得る。さらに県及び弘前大学医学部附属病院の職員等を委員に加えた、(仮称)津軽医療圏自治体病院機能再編成推進協議会にて、圏域全体の総意として最終承認を得る予定。	<時期> (案) 平成21年12月までに決定予定。	<内容> これまでの状況 それぞれ医師不足等により、平川病院(106床)が平成19年6月から無床の診療所となり、藤崎病院(90床)が平成20年4月から診療所化(19床)され、指定管理者による運営となった。さらに同診療所は平成20年8月から無床化され、両市町で合わせて196床の減床となった。また、大鰐病院も平成21年度から60床に病床削減することとしている。 今後の各公立病院の役割 弘前市立病院及び黒石病院とともに津軽地域保健医療圏における中心的病院として、主にそれぞれ急性期医療を中心とした医療を提供する。板柳中央病院と大鰐病院は弘前市立病院と黒石病院の後方支援病院として、主に回復期・慢性期の医療を担うことが可能かどうか検討する。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合		
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行		
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 津軽地域医療圏の再編・ネットワーク化計画が策定される平成21年12月までに経営形態の方向性を決定。	<内容> 津軽地域保健医療圏における再編・ネットワーク化計画における当院の方向性が示されるまでは、現在の規模で運営を続け、同計画の内容を踏まえつつ、計画策定時期に併せて経営形態の方向性を決定することとする。	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	板柳町国民健康保険運営協議会により評価及び検証し、町ホームページ等で公表する予定。		
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	点検及び評価は決算議会終了後である毎年10月頃に実施し、年内に公表する予定。		
その他特記事項		本プランに基づく不良債務解消計画は、病院事業に係る地方交付税額等が平成19年度と同程度で推移することを前提としているが、同条件下において収支に不足額が生じる場合は、更なる費用の削減、一般会計からの繰入等で補い、単年度資金不足額の水準達成を図る。また、累積ベースの資金不足解消後、平成27年度以降は、新たな単年度資金不足を発生させないこととする。		

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分	年度										
	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
収入	1. 医業収益 a	675,258	728,469	763,234	769,504	769,504	769,504	769,504	769,504	769,504	769,504
	(1) 料金収入	614,703	703,457	703,457	703,457	703,457	703,457	703,457	703,457	703,457	703,457
	(2) その他	60,555	25,012	59,777	66,047	66,047	66,047	66,047	66,047	66,047	66,047
	うち他会計負担金	49,899	14,230	48,811	55,081	55,081	55,081	55,081	55,081	55,081	55,081
	2. 医業外収益	117,676	101,249	113,326	124,738	122,705	120,655	118,569	116,448	114,292	112,099
	(1) 他会計負担金・補助金	113,518	96,951	109,375	120,787	118,754	116,704	114,618	112,497	110,341	108,148
	(2) 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	4,158	4,298	3,951	3,951	3,951	3,951	3,951	3,951	3,951	3,951
	経常収益(A)	792,934	829,718	876,560	894,242	892,209	890,159	888,073	885,952	883,796	881,603
	支出	1. 医業費用 b	895,925	900,344	912,197	896,344	895,151	874,465	836,961	836,643	790,110
(1) 職員給与費 c		422,581	408,229	411,272	397,159	400,734	387,040	373,416	376,991	372,506	372,308
(2) 材料費		86,013	98,938	98,975	98,975	98,975	98,975	98,975	98,975	98,975	98,975
(3) 経費		252,561	265,441	277,058	283,680	286,383	289,958	291,990	288,442	284,607	284,833
(4) 減価償却費		133,603	126,586	123,635	115,273	107,802	97,235	71,323	70,978	32,765	32,368
(5) その他		1,167	1,150	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257
2. 医業外費用		62,401	62,543	60,920	60,582	57,325	54,035	50,597	47,013	43,281	39,495
(1) 支払利息		62,401	62,543	60,820	60,482	57,225	53,935	50,497	46,913	43,181	39,395
(2) その他		0	0	100	100	100	100	100	100	100	100
経常費用(B)		958,326	962,887	973,117	956,926	952,476	928,500	887,558	883,656	833,391	829,236
経常損益(A)-(B)(C)	165,392	133,169	96,557	62,684	60,267	38,341	515	2,296	50,405	52,367	
特別損益	1. 特別利益(D)	0	200,000	0	31,858	31,858	31,858	31,858	31,858	31,858	
	2. 特別損失(E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	特別損益(D)-(E)(F)	0	200,000	0	31,858	31,858	31,858	31,858	31,858	31,858	
純損益(C)+(F)	165,392	66,831	96,557	30,826	28,409	6,483	32,373	34,154	82,263	84,225	
累積欠損金(G)	2,862,713	2,795,882	2,892,439	2,923,265	2,951,674	2,958,157	2,925,784	2,891,630	2,809,367	2,725,142	
不良債権	流動資産(ア)	134,784	160,453	160,536	163,125	160,660	159,554	161,392	154,666	157,836	162,571
	流動負債(イ)	1,046,959	879,211	629,216	579,216	529,216	469,216	399,216	319,216	239,216	159,216
	うち一時借入金	1,020,000	850,000	600,000	550,000	500,000	440,000	370,000	290,000	210,000	130,000
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(イ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引不良債務(オ)	{(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}	912,175	718,758	468,680	416,091	368,556	309,662	237,824	164,550	81,380	3,355
単年度資金不足額(カ)	31,789	193,417	27,078	52,589	47,535	58,894	71,838	73,274	83,170	84,735	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	82.7	86.2	90.1	93.4	93.7	95.9	100.1	100.3	106.0	106.3	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$	135.1	98.7	61.4	54.1	47.9	40.2	30.9	21.4	10.6	0.4	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	75.4	80.9	83.7	85.8	86.0	88.0	91.9	92.0	97.4	97.4	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	62.6	56.0	53.9	51.6	52.1	50.3	48.5	49.0	48.4	48.4	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	912,175	718,758	691,680	607,234	527,842	437,091	333,396	228,265	113,238	3,355	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(a)} \times 100$	135.1	98.7	90.6	78.9	68.6	56.8	43.3	29.7	14.7	0.4	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	135.0	98.6	61.4	54.0	47.8	40.2	30.9	21.3	10.5	0.4	
病床利用率	65.7	72.2	72.2	72.2	72.2	72.2	72.2	72.2	72.2	72.2	

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
収 入	1. 企 業 債			223,000							
	2. 他 会 計 出 資 金	98,243	98,617	100,974	102,994	105,256	107,567	109,931	112,347	114,817	117,342
	3. 他 会 計 負 担 金										
	4. 他 会 計 借 入 金										
	5. 他 会 計 補 助 金										
	6. 国 (県) 補 助 金										
	7. そ の 他										
	収入計 (a)	98,243	98,617	323,974	102,994	105,256	107,567	109,931	112,347	114,817	117,342
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)										
	前年度許可債で当年度借入分 (c)										
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	98,243	98,617	323,974	102,994	105,256	107,567	109,931	112,347	114,817	117,342	
支 出	1. 建 設 改 良 費	1,743	0	192	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	96,500	98,617	100,782	134,852	137,114	139,425	141,789	144,205	146,675	149,200
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金										
	4. そ の 他										
支出計 (B)	98,243	98,617	100,974	134,852	137,114	139,425	141,789	144,205	146,675	149,200	
差引不足額 (B) - (A) (C)	0	0	223,000	31,858	31,858	31,858	31,858	31,858	31,858	31,858	31,858
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金				31,858	31,858	31,858	31,858	31,858	31,858	31,858
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額										
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他										
計 (D)	0	0	0	31,858	31,858	31,858	31,858	31,858	31,858	31,858	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	223,000	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実質財源不足額 (E) - (F)	0	0	223,000	0	0	0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
収 益 的 収 支	(1,221)	(200,000)	()	(31,858)	(31,858)	(31,858)	(31,858)	(31,858)	(31,858)	(31,858)
	163,417	311,181	158,186	207,726	205,693	203,643	201,557	199,436	197,280	195,087
資 本 的 収 支	(33,039)	(32,873)	(33,691)	(34,331)	(35,085)	(35,856)	(36,644)	(37,449)	(38,272)	(39,114)
	98,243	98,617	100,974	102,994	105,256	107,567	109,931	112,347	114,817	117,342
合 計	(34,260)	(232,873)	(33,691)	(66,189)	(66,943)	(67,714)	(68,502)	(69,307)	(70,130)	(70,972)
	261,660	409,798	259,160	310,720	310,949	311,210	311,488	311,783	312,097	312,429

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。